



(レシピは最後のページにあります。)



発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

- 注目の太陽光発電  
訪問販売での取付は慎重に!!
- 「架空請求詐欺」増加中
- 平成18年度福井県消費生活モニター・  
食品表示ウォッチャー委嘱!
- 不当な契約は取り消しできます!

## 注目の太陽光発電 訪問販売での取付は慎重に!! 補助金制度は市町の関係窓口で必ず確認を!

### [ 相 談 ]

自宅に訪問があり、「この周辺で太陽光発電システムのモニターを募集している。モニターになると、太陽光発電機のコストはかからず取り付け料金だけでよい。一切電気料金もかからず経済的にも環境にも良い。県や市から補助金が出るが、現在その枠が5件分しかない」と説明された。しかし、よく考えると契約を急がせていたことや、電気料金がかからないなど、不審に感じる点も多く、どのように判断したらよいか。

(50代男性)

### [ アドバイス ]

発電機自体のコストはかからないと言っても取り付け費用に含まれる場合もあり、必ず他社でも見積もりをとって明細を比較確認しましょう。また、センターより居住地の市町に補助金制度について聞いたところ、この時は既に申し込み期限を過ぎているとのことでした。

また、実際には、「自家消費する電力量等によっては電気料金がかかる」など説明どおりの効果がなかった等のトラブルも出ています。

◇◇◇地球温暖化防止対策の機運が高まり、環境に配慮した設備の普及がますます求められている中、訪問販売による太陽光発電システムの苦情が増加しています。過去5年間の太陽光発電に関する相談件数は約100件(県センター受付)ですが、この内約40%が昨年度に寄せられています。◇◇◇◇

### 契約をする際のポイント

- ①… 料金については、明細をとり、数社の見積もりをとって検討する。
- ②… システム導入のメリット、デメリットについて根拠の明確なデータを請求する。
- ③… 補助制度については、最寄りの市町の窓口で確認をする。  
補助の対象となる要件(補助限度額、受付時期)が、市町によって異なります。

### 悪質な手口を見抜くポイント

- ①… 勧誘に先だて、販売目的を言わず、「アンケートに答えて欲しい」と訪問する。
- ②… モニター価格など特典を強調する。
- ③… 補助枠や申請期限などを強調し、契約を急がせる。

# 「架空請求詐欺」増加中 ～1人で1億円以上の被害も～

福井県警が発表した今年1月から3月までの「架空請求詐欺」の発生状況によると、件数、被害金額とも昨年同期と比較して大幅に増加しています。

以前受講した通信講座の契約が解除されていないという理由で電話による未納金や遅延金の請求を受け、疑わずに振り込んでしまったという事案が発生しています。

このケースでは、合計100回以上振り込み、被害金額は1億円以上に上っています。

## 架空請求詐欺 被害認知状況

被害件数 5件、被害金額 680万円（平成17年1月～3月）



被害件数 10件、被害金額 1億8,050万円（平成18年1月～3月）

## 一消費者と行政を結ぶモニター・ウォッチャー— 平成18年度福井県消費生活モニター ・食品表示ウォッチャー委嘱！

県では、4月13日（嶺北地区）と14日（嶺南地区）に、「平成18年度福井県消費生活モニター・食品表示ウォッチャー委嘱式」を行いました。

また、今年度から新たに高校生へ消費生活モニターを委嘱し、福井県立三国高等学校において4月17日に委嘱式を行いました。

県消費生活モニターの皆さんには、地域において消費生活や各種表示に関する情報を収集していただくとともに、地域の皆様の身近な意見・要望を県にお寄せいただくという重要な役割をお願いしております。県民の皆様もモニターの方に意見をお寄せください。

また、県食品表示ウォッチャーの皆さんには、食品表示の日常的な監視をしていただき、不適正な表示に関する情報等の収集をお願いしております。

県では、モニター・ウォッチャーの皆さんからいただいた各種情報を消費者行政に反映していきます。



### 消費生活モニター・食品表示ウォッチャー

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所																																																																																																																																																																								
阿瀬富美	福井市	山下妙子	福井市	有島幸子	勝山市	白井正代	越前市	南部晴美	永平寺町	山本友美	"	山荒川由紀枝	"	大西幸子	"	棟田佐恵子	"	山田富美子	"	大蔵英美	"	窪田恵美子	"	境井美佐子	"	山田三枝子	"	佐田弘弘	南越前町	小倉美恵子	"	梅田洋子	敦賀市	芳野裕子	鯖江市	川内美恵子	坂井市	内水島田	越前町	小河暢子	"	百田ミサエ	"	武野裕子	"	竹内しげ子	"	水岩田島	"	宮越奈穂美	"	平本邦子	"	佐内加奈	"	大寄富美枝	"	岩崎裕子	"	田井千佐枝	"	前田光子	"	佐野英嗣	"	筑後薫	"	伊部好子	"	土橋信子	"	三國喜美子	"	林康子	"	北由美子	"	角脇康子	美浜町	出羽千津子	"	瀨尾恵子	"	池藤晴美子	あわら市	伊久仁子	"	高野木孝	"	戸塚裕子	"	井上弘子	"	伊藤静子	"	小見山康子	"	高瀬ひとみ	高浜町	西本桂子	"	湯川君子	小浜市	東野久幸	"	多田久仁枝	"	東谷川敏恵	"	東野美津代	"	松下笑佳	"	佐藤幸江	"	山田敏恵	"	東谷川和寿	おおい町	藤井文子	"	草間國美	"	倉橋延子	越前市	平尾梨香	"	小石川静枝	"	松川のり子	"	大谷通子	"	根上和美子	"	河合千恵	永平寺町	小倉嶋野	若狭町	水岡寿恵	"	中村志野	大野市	村上和美子	"	伊東しづ子	"			三上昌美	"	笹田繁三郎	"	佐々木時雲子	"	長谷川サチ子	"			宮崎しげ子	"	山田美子	"	牧田直衛	"	山村陽子	"			宮内芳子	"	山松田圭子	"						

### 消費生活モニター

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
小林志津子	福井市	石徹白孝子	敦賀市	谷口紀子	坂井市	林かよ子	池田町	福井県立三国高等学校 家政科 2年生 35名			
南山直美	"	永井香奈子	鯖江市	宮本さよみ	池田町	阪下ヨシ子	越前町				
山田美恵子	"	丹羽ひと美	"	有馬佳弓	"	中官悦子	おおい町				

### 食品表示ウォッチャー

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所																																																										
赤澤公裕	福井市	小林敦江	福井市	坪井よしえ	福井市	林早苗	福井市	島田佳美	鯖江市	安久よし子	"	阪下美雪	"	坪内憲司	"	広瀬静衛	"	中森日出男	おおい町	石川陽子	"	澤野美嘉	"	中村康子	"	水山崎紅美子	"	片脇春美	"	井上三子	"	鷹野嘉秀	"	中村康子	"	由田富美子	"	森脇真喜子	若狭町	岩本喜美子	"	竹澤裕美	"	名津井藤一郎	"	和田順子	"			内田晃	"	荒谷友紀	"	西野悦子	"	堀井よしみ	越前市			亀谷柚香	"	玉村七重	"	西森追子	"				

## 主な手口

「有料サイトの料金が未納である」  
「以前受講した通信講座の契約を解除するのに未納金の支払いが必要」  
「今後不要な勧誘を受けないようにするため個人情報データを削除する手数料が必要」

といったように、様々な名目で架空の請求をし、お金を振り込ませる手口が多くみられます。連絡してくる方法としては、ハガキや電子メールが多いですが、先にご紹介した事案のように電話で連絡してくるケースもあります。

また相手を信用させるために、公的認可を受けた事業者であるかのように名乗ったり、債権回収を委託されたと言って請求が正当なものであるかのように装って連絡してきます。

## 対処法

- ・まず事実かどうかよく確認し、不審な請求に対しては絶対に応じない。
- ・少しでも心配なことがあれば、警察や消費生活センターに相談する。
- ・万が一、振り込んでしまった場合は、すぐ警察に連絡する。

※消費者から相談のあった架空請求の事業者名については、県消費生活センターのホームページで情報提供しています。

## ワンクリック料金請求にも要注意

携帯電話であるサイトを見ていて、何らかの項目をクリックしたところ、突然、「ご登録を完了しました。」  
「入会金〇万円を振り込んで下さい。」  
といった画面が表示され、料金を請求されるケースがあります。

このようなケースにおいては、契約自体が無効であることがほとんどです。

送信元へは絶対に問合せなどをしないようにしてください。

## 一知っていますか 消費者契約法— 不当な契約は取り消しできます！

強引な勧誘や不利な契約内容など、商品購入やサービス契約時のトラブルはさまざまです。「しまった！」と思ってもあきらめないで、契約内容をチェックしましょう。

場合によっては消費者契約法により不当な契約を取り消したり、契約条項を無効にすることができます。

### 契約を取り消せる場合

- 事業者が
- ・重要事項についてうそを言っていた。
  - ・「確実にもうかる」等、不確実なことを断定的に告げた。
  - ・都合の悪い部分を隠していた。
  - ・帰ってほしいと意思を示したのに、帰らない。
  - ・消費者の帰りたいたいという意思を無視して帰らせてくれない。

例：「外国為替証拠金取引を行わないか。絶対もうかる」と言われ、取引を行ったが損をした。

例：展示会で「帰りたいたい」と言っても帰してもらえず、帰りたいたいあまり、つい契約してしまった。

※気づいてから、6か月以内に意思表示をすること。また、取消権は5年で消滅します。

### 契約条項を無効にできる場合

- 事業者が
- ・損害賠償を全部、または理由を問わず一部を免除している。
  - ・法外なキャンセル料を請求、あるいは遅延金を請求した。
  - ・消費者の利益を一方的に害している。

例：ペットショップで犬を購入したところ、病気がみつかった。ショップは「病気があっても一切責任を負えない」と治療費の支払いを拒否した。



「病気や怪我があっても一切責任を負いません。」と書いてあっても、先天的な病気の場合は条項は無効になり、支払いを請求できます。

例：レンタルビデオ店で3か月前、借りたDVDを返却に行ったら、DVD販売価格（1万5千円）と延滞料金6万円を請求された。



「返却予定日経過後の返却は、所定の追加料金をいただきます。」と書いてあっても、あまりにも法外な遅延金は支払う必要がありません。

## 5月は消費者月間です テーマ「知恵と 勇気で 消費者被害を防ごう」

消費者として知恵を身につけるとともに、納得できないことは勇気をもって断るといった行動をとることによって消費者被害を防ぐことが大切です。

# 価格の動き

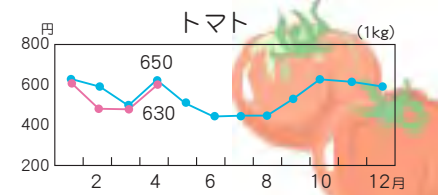
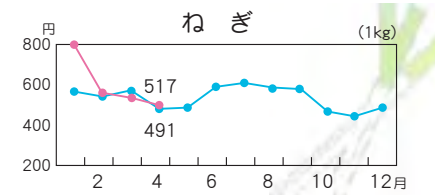
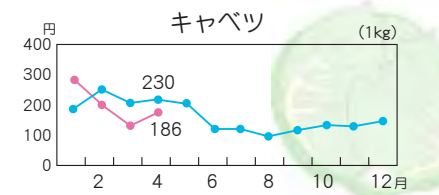
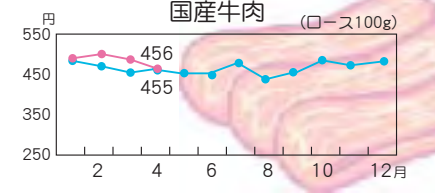
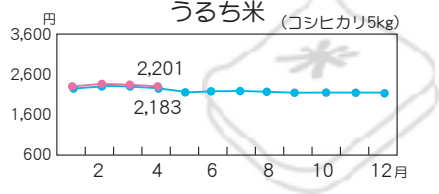
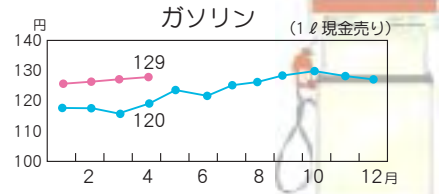
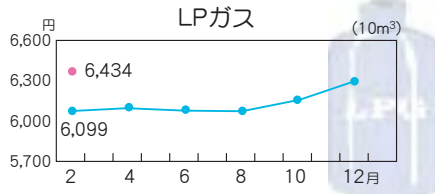
県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年  
● 18年

## 福井県消費者物価指数

平成18年3月 速報値(平成12年基準)

総合指数 98.1  
前月比 (+)0.2%  
前年同月比 (+)0.8%  
※福井県情報政策課調べ



## 消費生活関連イベント(平成18年6月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
16日(金) 10:30～13:30	とれたてふくい 今が旬のふくい産の野菜やさかな、 山菜や惣菜などが勢揃い	福井市ガレリア元町 (ガレリアポケット周辺)	県農林水産部販売開拓課 (0776)20-0421
23日(金) 13:30～15:00	消費者講座 「消費者契約法の一部改正って？」 講師：兵庫県弁護士会 上田孝治氏	嶺南消費生活センター	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626

## 旬のキャベツ 『くるくるキャベツの 辛味漬け』

～材料～ (4人分)

- キャベツ大 5枚
- 唐辛子 1本
- 油大さじ 2
- 酢大さじ 2
- しょう油大さじ 2
- 砂糖大さじ 1
- 塩小さじ 1/2



～作り方～

- キャベツは大きい葉のまま蒸す。唐辛子は輪切りにする。
- ①のキャベツを1枚ずつ芯の方から硬く巻き、水気を絞り、3cm幅に切り、器に盛り付ける。
- ③フライパンに油を熱し唐辛子を入れ加熱したら、Aの調味料を加えキャベツにかけ、味をしみ込ませる。

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190  
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)

福井県嶺南消費生活センター ☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831  
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日でも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

市消費生活センター、町相談コーナーでも受け付けています。



物価に関するご意見・ご質問は・.....0776-20-0287 (生活安全課へ)

☎ 910-8580 住所記入不要

